

令和5年度第4回長野県契約審議会 次第

日時 令和6年1月24日（水）
15時30分～17時
場所 長野県庁 西庁舎 301号会議室

1 開会

2 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

(2) 報告事項

総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直し

3 その他

4 閉会

資料一覧表

資料 1-1	前回審議会の主な意見	(1 P)
資料 1-2	建設工事の入札参加資格審査における加点状況	(2 P)
資料 1-3	入札参加資格における労働災害の取扱い	(3 P)
資料 2	建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し	(4 P)
資料 3	総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直し	(9 P)

長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏名	経歴・役職等	出席
あいざわ ひさこ 相澤 久子	公認会計士	
あきば よしえ 秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授、ソーシャル・イノベーション創出センター長	○
いのまた まさよし 猪俣 正由	長野建設産業労働組合 組合長	
いわかた ひろみつ 岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
きのした しゅう 木下 修	一般社団法人 長野県建設業協会 会長	○
くりた しょう 栗田 晶	信州大学 経法学部 教授	○
ささき もと 佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○
なかしま みか 中島 実香	弁護士	○
にしざわ たかえ 西澤 孝枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役	○
はま たみえ 濱 民恵	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長	○
もり しゅんや 森 俊也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授	○
ゆもと のりまさ 湯本 憲正	自治労長野県本部 副中央執行委員長	○

入札・契約事務と審議事項の関係

事務の流れ		県の制度	契約審議会 審議事項 ◇:R5第3回 □:今回
資格審査	競争入札 参加資格審査	<p>○入札参加資格 審査 客観的事項の審査(従業員数、売上高 等) 総合点に応じて等級(A、B、C等)を付与 総合点=客観的事項+信州企業評価項目※ ※信州企業評価項目 技術力、環境配慮、労働環境整備 等 (例:工事成績、環境認証の取得、週休二日、 労働災害、入札参加資格停止 等)</p> <p>○入札参加資格 停止 契約の相手方として不相当と認める者については、一定期間入札参加資格を停止 (例:契約不履行、法令違反(労働安全衛生法、建設業法、刑法など) 等)</p>	◇入札参加資格の見直し
	入札参加資格 設定	<ul style="list-style-type: none"> 原則、県内本店・支店又は営業所 同種業務の履行実績(必要に応じて) 適切な予定価格の設定 等 	
入札・契約 (案件ごと)	公告 ・ 入札	<p>○ダмпing防止 ・低入札価格調査制度(失格基準価格の設定 等) ・最低制限価格制度</p> <p>○契約方式 ・一般競争入札 最も有利な条件を提供した者と契約を締結 ・受注希望型競争入札 入札後に参加資格要件を審査 ・総合評価落札方式 入札価格と価格以外の要素を総合的に評価 合計=価格点+価格以外点※ ※価格以外点 工事成績、地域要件、技術者要件 等 ・随意契約 等</p>	◇最低制限価格制度の導入 (消防用設備点検) □評価項目の見直し (<u>建設工事</u>)
	契約	<p>○複数年契約 長期継続契約、債務負担、ゼロ県債 等</p> <p>○変更契約 物価高騰、最低賃金上昇 等</p> <p>○賃金実態調査 賃金状況を調査し、取組に反映</p>	◇複数年契約の状況 (清掃等業務) ◇賃金実態調査の結果 (清掃等業務)
履行	検査 ・ 工事成績評定	○成績評定 技術力向上・総合評価落札方式での加点 等	

長野県の契約に関する条例 基本理念

- ①契約の適正化(契約の透明性、公正性の確保 等)
- ②総合的に優れた契約の締結(価格以外の多様な要素も考慮 等)
- ③契約内容への配慮(地域における雇用の確保 等)
- ④事業者の社会貢献活動への配慮(労働環境の整備 等)

前回審議会の主な意見 [令和5年度第3回契約審議会(11月16日)]

項目	委員	意見の要旨	回答・対応案等
(1) 入札参加資格の見直し案の修正 [資料2-1~2-3]	木下委員	・建設工事につきまして、全体の点数が底上げされる中で、例えば上限を25%から20%や15%にしたらどうなるかというシミュレーションをしていただきたいと思えます。 ほかにもこういった自治体独自の加点をしているところがありましたら、そういった具体例も調べて報告していただけるとありがたいです。	・加点の上限を変えた場合のシミュレーション結果及び他の都道府県の加点状況について、資料にて御説明いたします。 【建設部技術管理室】
	濱委員	・労働災害で、4日以上が一律マイナス10点×人数となっている根拠と、減点として適正なのか、細分化した方がよいのではないかという気がしますが、お考えをお聞かせいただきたい。	・労働災害を4日以上以上の休業と位置付けていること、休業終了の報告を求めているが実休業期間の把握ができないことから、細分化は困難です。 森林整備（林業）は斜面でチェーンソーや刈払い機を使う非常に危険な作業であること、労働災害の発生率が他産業と比較して著しく高いこと及び事業者が作業する者に対し特別の教育を行う義務があることから、減点により安全管理に対する意識を高め、事故を抑止したいと考えています。 これらの入札参加資格における労働災害等の取扱いについて、改めて御説明させていただきます。 【林務部森林政策課、建設部技術管理室】
	佐々木会長	・減点とか指名停止とか、労働災害に対する体系を教えてくださいませんか。	
	栗田委員	・指名停止の月数×マイナス10点と、労働災害の人数×マイナス10点は同じ数字で釣り合っているのかどうかに関心があると思えますので、そこが分かる資料がもらえるといいと思えます。	
	森委員	・環境配慮の配点の見直しのことで、全社的な取組ではあるのは間違いないのですが、有効性であったり、手間や時間を考えますと、今後この2点や1点という水準を整えながら進めていく必要があるのかと思えますが、いかがでしょうか。	・加点項目がかなりの数になってきておりますので、点数の付け方や項目そのものについて検証をして、見直していく必要はあると思っております。 【会計局契約・検査課】
(1) 印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直し [資料5]	木下委員	・材料費は日に日に価格が高騰しておりますし、試行結果を見ますと、企業としてはやっていけないと思うんですね。実際には全然利益は出ないけれども我慢してやっているとか、無理をして仕事を受注しているということはありませんか。	・今回の見直しに当たっては、組合から知事へ要望が二つありました。一つは最低制限価格の引き上げ、もう一つは、試行する業務数の増加でした。その背景は、たたき合いをしており、その結果、利益を出すというよりも運転資金を得るために応札しているというお話を受けております。 【会計局契約・検査課】
	濱委員	・原材料が高騰してきているのはここ数年ですね。この5年平均を取ったところの根拠とかを聞かせていただくと、もっと75%、80%の強い根拠の資料になると思えます。	・私たちの積算は1年に1回、積算資料に基づいて単価改定をします。去年は1年の間に4回も用紙代の改定があり、県の単価との開きが非常に大きくなりました。今年からは毎月、用紙代を改定して、予定価格を設定するように取り組んでおりますので、予定価格における県が設定した単価と市場単価の差はなくなっていくと考えております。 【会計局契約・検査課】
	湯本委員	・人件費や諸経費が非常に下がっているという状況について、切実な声を聞いております。引き続き、価格転嫁がされ、人件費や諸経費にしわ寄せが行かないような、そんなことをこれからも調査するようお願いいたします。	・引き続き、積算内訳書をご提出いただき、必要に応じて見直ししていきたいと考えております。 【会計局契約・検査課】
	相澤委員	・定量的な数値情報だけでなく、定性的な情報も入手していただけると、今のよくな、5年、6年たつてこういう分析ではなくなると思えます。諸経費が7%というのはあり得ない数字だと思います。	・数字的な情報でまとめているところですが、そもそもは組合からの御要望を受けて、ということもありますので、今後見直しなどがありましたら、併せてお示ししたいと思います。 【会計局契約・検査課】

建設工事の入札参加資格審査における加点状況

【取組番号 20,92 等】

1 趣旨

令和5年度第3回契約審議会での信州企業評価項目（現：新客観点数）に関する委員からのご意見（現行の加点上限「経営事項審査の総合評定値25%以内」を20%、15%にしたときのシミュレーションをしてほしい。また、他県の状況を報告してほしい。）を受け、調査した結果をご報告する。

2 加点上限のシミュレーション結果

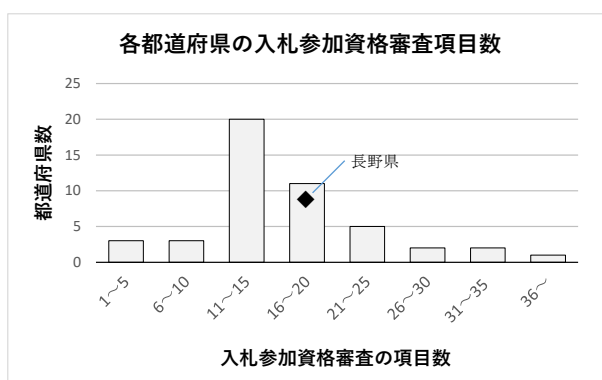
現行の加点上限（25%）に達している事業者はごく一部であるが、上限を25%から15%に下げることによって上限に達する事業者は増えていく。

土木一式		上限	上限到達者(者)	比率	とび土工コンクリート		上限	上限到達者(者)	比率
単位：者		25%	5	0.4%	単位：者		25%	35	3.4%
資格付与者	1,447	20%	78	5.7%	資格付与者	1,063	20%	143	14.1%
うち新客観加点者	1,380	15%	282	20.4%	うち新客観加点者	1,015	15%	328	32.3%

長野県建設部調べ

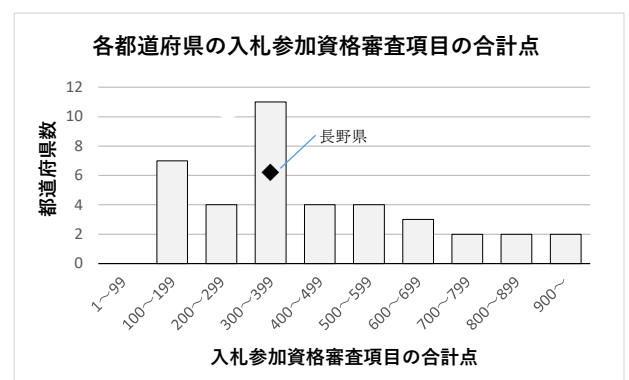
3 他県の状況

- ・全ての都道府県で独自の入札参加資格審査項目を設定していた。
- ・各都道府県の入札参加資格の審査項目数は3～39（平均16.6項目）。
- ・同様に審査項目の合計点は103～930点（平均429点）。
- ・本県の令和7・8・9年度の加点項目数(案)は18項目、加点合計点(案)は356点である。



◆=長野県

長野県建設部調べ(R5.12時点)



(注)合計点の算出が可能な39団体の状況

長野県建設部調べ(R5.12時点)

4 まとめ

- ・現行の加点上限（25%）については、上限に達している事業者がごく一部に限られているため、大多数の事業者に対して加点項目への取組促進効果が見込まれる。
- ・本県の令和7・8・9年度の加点項目数（18項目）と加点合計点（356点）の案は、他県と均衡がとれており妥当と考える。

入札参加資格における労働災害の取扱い

【取組番号 20、21】

令和5年度第3回契約審議会における御意見を踏まえ、資格審査における労働災害の取扱いを整理しました。

森林整備業務は、他の業種に比べ特に労働災害の発生が多いこと、発生時に重傷となる可能性が高いこと及び事業者が特別の教育を行う義務があることから、労働災害への減点を行っています。

1 入札参加資格における労働災害等の取扱い（信州企業評価項目）

(1) 労働災害（森林整備：直近2年間）

①休業4日以上：人数×-10点

（R4登録時32/202者：-10～-110点）※延57人

②死亡：人数×-50点

（R4登録時1/202者：-50点）

(2) 指名停止・入札参加資格停止

（直近2年間：労働災害に起因するもの）

- ・建設工事：月数×-10点（R4登録時1/2, 321者：-10点）
- ・森林整備：月数×-10点（R4登録時2/202者：-10点）

労働災害に係る信州企業評価項目の減点

	(1)労働災害 (休業4日、死亡)	(2)指名停止
建設工事	—	○
森林整備	○	○

2 業種別の労働災害発生状況

林業における死傷災害（休業4日以上）発生割合は、全産業の約10倍、建設業の約5倍と多い。

区分	県内 (人)							全国(R4) (%)
	H30	R1	R2	R3	R4	平均	死傷年千人率	
死傷災害	全産業	2,120	2,107	2,038	2,132	2,294	2,138	2.3
	建設業	279	279	268	281	296	281	4.5
	林業	40	38	48	47	34	41	23.5
うち死亡災害	全産業	19	14	16	15	21	17	—
	建設業	3	4	2	7	8	5	—
	林業	1	1	1	0	1	1	—

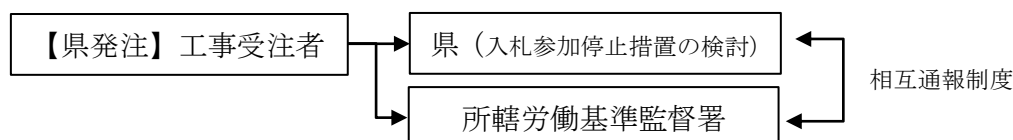
出典：長野労働局資料、厚生労働省労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

3 県内の林業における事故の類型別死傷者数（R3～R4：長野労働局資料より）

- ワースト1：「激突され」災害（伐採木、付近の枯損木など） 20者（死亡1者）
 ワースト2：「切れ・こすれ」災害（チェーンソー、刈払い機による切傷）15者
 ワースト3：「飛来・落下」「墜落・転落」「転倒」災害 それぞれ11者（計33者）

4 労働災害発生時の発注者への報告（休業4日以上の場合）

所定の様式で発注者及び労働基準監督署あてに事故報告が行われる。



建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置）（追加）

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）の見直し（若手・女性技術者の配置）について、対象を工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型に追加します。

1 見直し内容

【見直し（追加）】

- 主任技術者への配置の加点対象について、「工事成績等簡易型」と同様に、若手技術者（40歳未満）に加え、女性技術者ならびに若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置を評価する。あわせて、工事成績等簡易Ⅱ型については、多様な働き方を選択できるように、品質確保のため実施している専任配置に加え、有資格者の配置も評価する。

2)

工事成績等簡易Ⅱ型（舗装工事）

評価項目 (現行)	評価項目 (見直し後)	評価点 (最大2.0点 変更あり)
主任技術者の専任配置	主任技術者の専任配置 <u>又は</u> 1,2 級舗装施工管理技士の配置	2.0
若手技術者（40歳未満）の 主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	2.0
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置※ <small>主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>	<u>1.0</u>

地域貢献等簡易型

評価項目 (現行)	評価項目 (見直し後)	評価点 (最大0.5点 変更あり)
若手技術者（40歳未満）の 主任技術者への配置	若手技術者（40歳未満）・ 女性技術者の主任技術者への配置	0.5
	若手技術者（35歳未満）・ 女性技術者の現場代理人への配置※ <small>主任技術者と兼任する場合は評価しない</small>	<u>0.25</u>

- 主任技術者の実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

2 実施時期

- 令和6年4月の公告案件から適用

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

【取組番号 75-1】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるなか、誰もが活躍できる建設業を目指し、従事人口の割合が低い若手・女性技術者の実績を積む機会の確保に向け、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、平成27年10月から随時見直しを行いながら実施しており、現在、主任技術者・現場代理人への配置について加点を実施。
 - 一方、女性技術者については現在取組をしていないが、建設業の現場で働く女性技術者の割合は全産業に比べ低く、誰もが活躍できる建設業の実現に向け、改善の余地は大きいため、若手技術者に加え、女性技術者の活躍の場の確保が必要。
- 【全産業における女性の割合 45%に対し、建設業技術者における女性の割合は3%】

2 見直し内容

【見直し（拡大）】

- 1) 主任技術者及び現場代理人への配置の加対象について、若手技術者に加え、女性技術者も評価する。（年間30件程度で試行）

（現行）		（見直し後）	
評価項目		評価項目	評価点 (変えない)
若手技術者（40歳未満）の主任技術者への配置	⇒	若手技術者（40歳未満）・ <u>女性技術者</u> の主任技術者への配置	0.5
若手技術者（35歳未満）の現場代理人への配置 ※主任技術者と兼任する場合は評価しない		若手技術者（35歳未満）・ <u>女性技術者</u> の現場代理人への配置 ※主任技術者と兼任する場合は評価しない	0.25

- 2) 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合に加え、女性技術者を配置した場合も、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価する。（全案件対象。）

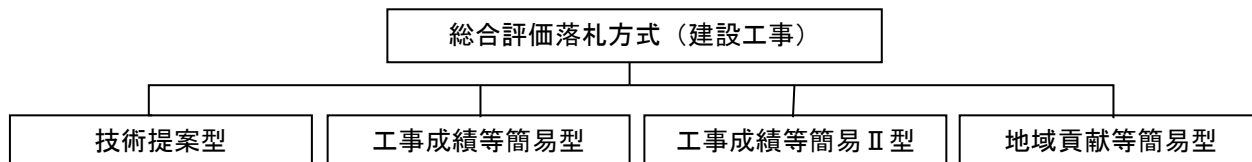
※現場代理人として実績豊富な技術者を配置し主任技術者の指導に関わっていただくことで、実績の少ない若手・女性への技術伝承をはかるとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保する。

3 実施時期

令和6年4月の公告案件から適用

総合評価落札方式における価格以外の評価項目について

1 建設工事における総合評価落札方式の体系



2 建設工事における価格以外の評価項目

2-1 技術提案型

	評価項目	評価点
技術提案等	発注者が求める技術提案（簡易評価を含む）	30.0～50.0
価格以外点		30.0～50.0
価格点		50.0～70.0
合計		100.0

2-2 工事成績等簡易型

	評価項目	評価点	
① 工事成績	県発注工事の過去2か年（5件未満は4か年）の工事成績評定点の平均点	最大 7.0	
② 工事実績	a 同種工事実績豊富である者	2.0	最大 2.25
	b 同種工事実績を有する者	1.0	
	過去3か年に県の優良技術者表彰又は国の優良工事等表彰を受賞した者	0.25	
③ 地域要件	a 対象工事と同一の市町村に本店のある者	2.0	最大 2.5
	b 地域振興局の管内に本店がある者	1.0	
	c 鋼橋等で県内に製作工場を有する者	1.5	
④ 社会貢献	a 県と道路除雪契約（凍結防止剤散布のみを除く）を締結している者等	1.5	最大 2.5
	b 県と道路除雪契約（凍結防止剤散布に限る）を締結している者等、長野県内市町村と道路除雪契約（凍結防止剤散布のみを除く）を締結している者	1.0	
	c 県内市町村と道路除雪契約（凍結防止剤散布に限る）を締結している者	0.5	
	県の小規模補修工事当番登録している者、又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者	0.5	
	県の小規模補修工事当番登録している者又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者のうち、発注機関が定める期間内・該当地域において発注機関からの依頼を受けて災害応急活動を行った者又はその他、発注者の依頼により災害応急活動を行なった者	1.0	
	県との災害協定に基づき、被災状況調査などの緊急活動に協力する体制を整えている者	0.5	
	信州リサイクル製品又は資材の認定業者（解体工事に適用）	0.5	

⑤ 技術者要件	a 複数技術者の配置、又は特に高度な資格を有する技術者が配置できる場合	1.5	最大 5.5
	b 求める資格を有する技術者が配置できる場合	1.0	
	c bに準じる資格を有する技術者が配置できる場合	0.5	
	a 2業種に登録基幹技能者が配置できる場合	0.75	
	b 1業種に登録基幹技能者が配置できる場合	0.5	
	a 過去5か年に長野県優良技術者表彰（知事表彰）、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者を配置できる場合、又は過去4か年に竣工した国又は長野県発注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する主任技術者を配置できる場合	1.0	
	b 過去4か年に竣工した国又は長野県発注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を1件有する主任技術者を配置できる場合	0.75	
	c 過去4か年に竣工した国又は長野県発注の、土木又は建築工事において、工事成績評定点が78点以上の実績を有する主任技術者を配置できる場合	0.5	
	a CPDプログラムにおける学習単位が60単位（建築工事36単位）以上の者を主任技術者として配置できる場合	0.75	
	b CPDプログラムにおける学習単位が30単位（建築工事18単位）以上の者を主任技術者として配置できる場合 ※令和5年度は「60単位以上」を「40単位以上」に、「30単位以上」を「20単位以上」に（建築工事において「36単位以上」を「24単位以上」に、「18単位以上」を「12単位以上」に）読み替え	0.5	
a 公告日現在で40歳未満の主任技術者を配置する場合	0.5		
b 公告日現在で35歳未満の現場代理人を配置する場合	0.25		
週休2日工事の実績を有する主任技術者を配置する場合	0.25		
ICT活用工事の実績を有する主任技術者を配置する場合	0.5		
⑥ 建設マネジメント	経営事項審査の労働福祉の状況（W1）が30点以上ある者	1.0	最大 2.0
	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者	0.25	
	週休2日工事の実績を有する者	0.25	
	a ICT活用工事の実績を有する者 b 当該工事において、ICTを活用することを誓約する者	0.25 0.25	
⑦ 施工体制	当該工事に自社雇用の技能者を従事させる者（解体工事に適用）	1.0	最大 2.0
	当該工事を自社保有の解体用重機で施工する者（解体工事に適用）	1.0	
価格以外点		2.0~21.75	
価格点		78.25~98.0	
合計		100.0	

2-3 工事成績等簡易Ⅱ型

	評価項目	評価点		
① 工事成績	県発注工事の過去2か年（5件未満は4か年）の工事成績評定点の平均点	最大 2.0		
② 施工体制	直営で施工する者	2.0	最大	最大 4.0
	アスファルトフィニッシャーを自社保有する者	2.0	2.0	
	手持ち工事がある者	-0.1	下限 -0.1	
③ 地域要件	対象工事と同一の市町村等に本店のある者	2.0	最大	
	対象工事の近隣地域での同種工事の実績を有する者	2.0	2.0	
④ 技術者要件	主任技術者を専任で配置できる場合	2.0	最大	
	若手技術者を配置する場合	2.0	2.0	
価格以外点		4.0～6.0		
価格点		94.0～96.0		
合計		100.0		

2-4 地域貢献等簡易型

	評価項目	評価点	
① 工事成績	県発注工事の過去2か年（5件未満は4か年）の工事成績評定点の平均点	最大 2.0	
② 地域貢献度	過去5か年又は現年度に管内の災害復旧工事の実績を有する者	1.0	最大 3.5
	県の小規模補修工事当番登録している者又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者のうち、発注機関が定める期間内・該地域において発注機関からの依頼を受けて災害時応急活動を行った者又はその他、発注者の依頼により災害時応急活動を行った者	1.0	
	県の小規模補修工事当番登録している者又は小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を締結している者	1.0	
	発注機関が定める地域貢献等の実績を有する者	0.5	
③ 災害時体制	経営事項審査の建設機械の保有状況（W7）の加点を得ている者	0.5	最大 0.5
④ 地域精通度	a 対象工事の近隣に本店のある者	1.0	最大 2.0
	b 対象工事と同一の市町村に本店のある者	0.5	
	※発注機関の長の判断により最大2.0点とすることができる		
⑤ 配置技術者	公告日時点で40歳未満の主任技術者を配置する場合	0.5	最大 0.5
⑥ 建設キャリアアップ	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者	0.25	最大 0.25
⑦ 施工体制	手持ち工事量	-1.0	下限 -1.0
価格以外点		3.0～8.75	
価格点		91.25～97.0	
合計		100.0	

資料 3

建設部 建設政策課 技術管理室

総合評価落札方式における工事及び業務成績評定点評価の見直しについて

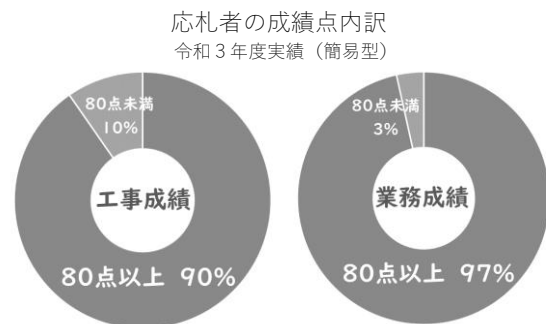
【取組番号 29】

総合評価落札方式においては、工事及び業務の品質確保を目的に、応札者の技術力を総合的に評価するため、過去の工事（業務）成績評定点を評価しているところです。

近年、企業の努力により成績評定点が上昇傾向にあり、品質の確保については一定の効果がみられる一方で、成績上位者である「成績評定点が 80 点以上の者」は「80 点を上限」として一律評価していることから、評価に差が付きにくく、競争性に課題が生じているため、見直します。

1 現状と課題

- 県発注工事（業務）の過去 2 年間の成績評定点を単純平均して評価
(過去 2 年間の件数が 5 件未満の場合は過去 4 年)
 - 「成績評定点が 80 点以上の者」は「80 点を上限」として一律評価
- ↓
- 応札者の 9 割以上が上限の 80 点以上
 - 評価に差が付きにくく、競争性に課題



2 見直し内容

- 上限値を引き上げる。

評価項目	(現行)		(見直し後)
	上限		上限
工事成績	80点	⇒	86点
業務成績	80点		84点

3 実施時期

- 令和 6 年 4 月の公告案件から適用